

～ 仙台北務局からのご案内 ～

便利です!! 是非ご利用ください 「登記すべき事項のオンライン提供」

「登記すべき事項のオンライン提供」とは?
書面によって商業・法人登記の申請を行う場合に、
登記事項をあらかじめオンラインで提出していただくものです。
「電子署名」及び「電子証明書」を添付する必要はありません。



オンライン提供のメリット

必要事項を入力すると申請書が自動で作成されます

登記・供託オンライン申請システムを利用して必要事項を入力した登記事項提出書は、書面に出力することができ、簡単に登記申請書を作成することができます。

オンラインで登記の完了が確認できます

登記・供託オンライン申請システムを利用することにより、受付番号、補正、手続終了等のお知らせを受けることができます。手続終了のお知らせを受けることにより**登記事項証明書等の請求ができることをリアルタイムで知ることができます。**

CD-Rなどを提出する必要はありません

他の書面申請とは異なり、申請される方が磁気ディスク（CD-Rなど）を用意していただく必要はありません。

【お問合せ先】

仙台北務局法人登記部門 TEL 022-225-5748

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

登記供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html

登記供託オンライン申請システムホームページ

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>

仙台北務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/sendai/>

「登記すべき事項のオンライン提供」の利用手順

「登記すべき事項のオンライン提供」は、登記事項のデータをオンラインで提出するものです。登記事項をオンラインで提出するには、申請用総合ソフト等（※）を利用して、登記・供託オンライン申請システムに送信します。

※ 法務省が提供する「申請用総合ソフト」（無料）のほか、民間事業者が提供する専用ソフトウェアがあります。



① 事前準備



申請用総合ソフト等をダウンロードしてください。また、登記・供託オンライン申請システムに申請者情報を登録して下さい。

登記・供託オンライン申請システムのホームページ
<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp>

② 登記事項のデータの作成・送信



申請用総合ソフト等により登記事項提出書を作成し、これを送信してください。

③ 登記申請書の作成・登記所への提出



作成した登記事項提出書を印刷すると、登記申請書の様式で印刷されますので、登記申請書に押印や印紙の貼付等をして、添付書類とともに登記所に提出してください。

登記所が登記申請書を受け取ると、受付して処理を行います。
※登記事項提出書の送信のみでは受付はされません。
必ず、登記所に申請書を提出してください。
なお、処理状況は、登記・供託オンライン申請システムにより確認することができます。



登記・供託オンライン申請システムのホームページ
<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp>

登記ねっと

検索